

## 光市公告第46号

光市勢要覧作成業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和5年7月25日

光市長 市川 熙

### 記

#### 1 業務名

光市勢要覧作成業務

#### 2 業務の目的

新市誕生20周年を契機として、多くの人にひかりの魅力を伝え市民の愛着を深めるとともに、全国に向けて本市の誇りを紹介することで新たなつながりを創出するため、「まちの名刺」となる市勢要覧を作成するもの。

#### 3 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

#### 4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 過去5年間において、地方公共団体が発注した市勢要覧作成と同種の業務を受託していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (5) 本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

## 5 手続等

- (1) 光市勢要覧作成業務公募型プロポーザル実施要項、仕様書(案)及び様式集（以下「実施要項等」という。）の入手方法

光市ホームページ (<https://www.city.hikari.lg.jp/>) から入手すること。

- (2) 参加表明書類の提出方法等

### ア 提出方法

提出場所に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間内に必着とすること。

### イ 提出期間

令和5年7月25日（火）から8月3日（木）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで)

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市役所政策企画部企画調整課

(3) 企画提案書類の提出方法等

ア 提出方法

提出場所に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

令和5年8月7日（月）から令和5年8月21日（月）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市役所政策企画部企画調整課

6 審査及び選定

(1) 選定審査

光市勢要覧作成業務公募型プロポーザル選定委員会により行う。

(2) 提出された企画提案書の内容及び当該企画提案書に基づくプレゼンテーションにより、業務の委託に最も適した者（以下「優先交渉権者」という。）を特定する。

7 契約の締結

6の(2)により特定した優先交渉権者と随意契約交渉を行う。なお、優先交渉権者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 本手続に関する照会窓口は、光市政策企画部企画調整課（電話：08

33-72-1409) とする。

(2) その他詳細は、実施要項等による。